

《税務署からのお知らせ》

平成25年分確定申告のご案内

～申告書はご自分で作成して提出はお早めに～

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、e-Taxをご利用ください

e-Taxを利用すると、税務署に出向くことなく、自宅からインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。確定申告期間中は、24時間提出(送信)できます。

- **国税庁ホームページからe-Tax、しかも自動計算機能付き。**
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、そのまま提出(送信)できます。画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算されます。
- **添付書類の提出を省略できます。**
医療費の領収書や源泉徴収票等は、所定の内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)
- **還付がスピーディーに受けられます。**
e-Taxで申告された還付申告は、3週間程度で処理しています(自宅や税理士事務所からe-Taxで1月・2月に申告した場合は、2～3週間程度で処理しています。)

詳しくは国税庁ホームページでご確認ください。



www.nta.go.jp



平成25年分の確定申告書の受付期間及び納税の期限

確定申告書	受付期間	納税の期限
所得税及び復興特別所得税	2月17日(月)～3月17日(月)	3月17日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税	1月6日(月)～3月31日(月)	3月31日(月)
贈与税	2月3日(月)～3月17日(月)	3月17日(月)

- **納税には、振替納税をご利用ください。**
国税の納付は、振替納税やe-Taxをご利用ください。納付書で納付される場合は、納付書に金額等をご記入の上、お近くの金融機関又は所轄の税務署で必ず納期限までに納付してください。
なお、振替納税をご利用の方の平成25年確定申告分の振替納付日は、次のとおりです。
所得税及び復興特別所得税……………4月22日(火)
消費税及び地方消費税……………4月24日(木)
平成25年分から振替納税を希望される場合は、申告期限までに税務署へ「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出してください。

税務署閉庁日対応について

川崎南税務署では、今年の確定申告期間中、平日(月～金曜日)以外でも、**2月23日・3月2日の日曜日**に限り、**確定申告書作成のアドバイス及び申告書の受付**を行います。

(注) 当日は、電話による相談、国税の領収及び納税証明書の発行は行っておりません。

また、上記以外の土曜日、日曜日及び祝日は、執務を行っておりません。申告書は、e-Tax、郵便又は信書便による送付、税務署の時間外収受箱への投函などで提出することができます。